

別表 1 (第 3、第 5、第 16 関係) 補助対象事業

- 1 既存設備等を高効率な設備へ更新等する事業(補助対象経費が 100 万円以上のものに限る。)  
(以下「高効率設備導入事業」という。)

要件	<p>以下の全てを満たす設備等であって、省エネルギー効果が明確であること。 ただし、実施区分(7)断熱改修等枠には適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働する設備</li> <li>2 事業所内に設置し、又は使用する設備</li> <li>3 発電機能を有しない設備</li> <li>4 事業所のエネルギー使用に直接影響のある設備</li> <li>5 省エネルギー効果の比較対象がある設備</li> <li>6 償却資産登録される設備(高効率照明を除く)</li> <li>7 CO<sub>2</sub>削減量を補助対象経費で除した費用対効果が、0.001(t-CO<sub>2</sub>/千円・年)以上である設備</li> </ol>
----	---

実施区分	実施区分にかかる要件
(1) 脱炭素化枠	<p>高効率な設備等の利用等により、化石エネルギー消費量の大幅な削減に資する次の事業で、別表別紙 1 に定める要件に該当する事業</p> <p>イ 県内の民生業務用建築物において、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(以下「ZEB」という。)の実現に必要な設備等を設置する事業</p> <p>ロ パリ協定が求める水準(世界の気温上昇を産業革命前より 2℃を十分に下回る水準に抑え、また 1.5℃に抑えること)と整合する温室効果ガス排出削減目標(以下「SBT」という。)の達成に必要な設備等を設置する事業</p>
(2) 大規模削減枠	<p>高効率な設備等の利用等により、化石エネルギー消費量の大幅な削減に資する事業で、二酸化炭素排出削減量が 100 t-CO<sub>2</sub>/年以上となる設備等を設置する事業</p>
(3) 省エネルギー診断枠(以下「診断枠」という。)	<p>以下に定めるいずれかの省エネルギー診断(事業実施年度の前 4 年度の間実施されているものに限る。)の結果に基づき実施される設備等を設置する事業</p> <p>イ 一般財団法人省エネルギーセンターによる診断</p> <p>ロ 中小企業等に対する省エネルギー診断事業(資源エネルギー庁「地域エネルギー利用最適化取組支援事業」で採択された省エネ支援団体「省エネお助け隊」による診断</p> <p>ハ 資源エネルギー庁「地域エネルギー利用最適化取組支援事業」で採択された登録診断機関による省エネクイック診断</p>

	<p>ニ エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく特定事象者等における、エネルギー管理士が行う診断</p>
<p>(4) エネルギーマネジメントシステム枠 (以下「EMS 枠」という。)</p>	<p>高効率設備等の導入に併せて、以下のすべてを満たす EMS を設置する事業</p> <p>イ 補助対象事業所及び導入設備におけるエネルギー使用量の可視化及び集計ができること。</p> <p>ロ 経済産業省のエネルギー使用合理化等事業者支援補助金に係るエネマネ事業者における補助対象設備等であること。</p> <p>ハ エネルギーマネジメント事業者との間で、1年以上のエネルギー管理支援サービス契約が締結されること。</p>
<p>(5) 県産ものづくり振興枠(以下「県産枠」という。)</p>	<p>以下のいずれかを満たす設備を設置する事業</p> <p>イ 導入設備の全部又は一部が「『新商品』特定随意契約制度」における認定商品として認定されたことがある設備であること。</p> <p>ロ 導入設備の全部又は一部がみやぎ優れMONO発信事業実行委員会において「みやぎ優れMONO」として認定されたことがある設備であること。</p> <p>ハ 導入設備の全部又は一部が「宮城県グリーン製品認定制度」における認定製品であること。</p> <p>ニ 導入設備の全部又は一部が「宮城県新規参入・新産業創出等支援事業」又は「宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業」を活用して開発し、既に製品化されている設備かつ上市している設備であること。</p>
<p>(6) 一般枠(省エネ)</p>	<p>実施区分(1)～(5)までに該当しない事業。</p>
<p>(7) 断熱改修等枠</p>	<p>実施区分(1)～(6)までの実施区分において空調設備の導入事業と併せて行うことにより得られるエネルギー消費量の削減効果が、事業実施前(ZEBの場合は設計時の一次エネルギー消費量)と比べて20%以上減少する以下に掲げる断熱改修等を行う事業</p> <p>イ 躯体(外皮)の断熱改修工事</p> <p>ロ 複層ガラス等への更新・追加工事</p> <p>ハ 遮熱シートの導入工事</p> <p>ニ フリークーリング、全熱交換器等のパッシブ技術導入工事</p>

2 再生可能エネルギー等設備を新たに整備する事業(以下「再生可能エネルギー等設備導入事

業」という。)

要件	自己所有、PPA（※1）又はファイナンス・リース（※2）により再生可能エネルギー等設備の導入を行う事業であること。また、設備等は、補助金の交付の決定を受けた者が所有、又は所有権以外の権原に基づき使用若しくは収益している施設又は用地に設置するものであること。なお、所有権以外の権原に基づき使用及び収益している施設等に設置する場合は、書面により当該施設等の所有者の承諾を得ること。
----	--

※1 太陽光発電設備等の所有者である補助事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式を指す。また、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が、県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の5分の4とすることができる。）。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

※2 リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

実施区分	実施区分にかかる要件
(1)エネルギー自立促進枠	再生可能エネルギー等の利用等により、化石エネルギー消費量の大幅な削減に資する次の事業で、別表別紙2に定める要件に該当する事業 イ 民生業務用建築物において、ZEBの実現に必要な設備等を設置する事業 ロ 事業で使用する電力を全て再生可能エネルギー等で調達するために必要な設備等を設置する事業 ハ SBTの達成に必要な設備等を設置する事業
(2)一般枠(再エネ)	事業活動に再生可能エネルギー等を利用する事業

再生可能エネルギー	再生可能エネルギー等の区分にかかる要件
-----------	---------------------

等の区分		
(1) 太陽光発電		<p>イ 1地点当たりの出力10kW以上。ただし、同時に施行する1件の事業として近接する複数の地点に設置する場合は、それぞれの地点における出力の合計が10kW以上で、かつ、1地点当たりの平均出力が4kW以上</p> <p>ロ エネルギー自立促進枠において過積載する場合は、原則として、過積載率(太陽電池モジュール最大出力の合計値/パワーコンディショナ出力の合計値)が140%を超える部分の太陽電池モジュール並びに当該モジュールに係る設備費及び工事費は補助対象外とする。</p>
(2) 風力発電		1地点当たりの出力10kW以上 20kW未満
(3) バイオマス発電		<p>イ 発電出力5kW以上 1,000kW未満</p> <p>ロ 地域で発生したバイオマスの依存率60%以上</p>
(4) 水力発電		発電出力1,000kW以下(システムの定格出力(日本産業規格に基づく試験成績表の実測値の合計)でkW単位の小數切捨)
(5) 地熱発電		バイナリーサイクル発電方式に限る。
(6) 太陽熱利用		集熱器総面積10㎡以上
(7) 温度差エネルギー利用		<p>イ 熱供給能力0.1GJ/h(0.02Gcal/h)以上</p> <p>ロ 温度差エネルギー依存率40%以上</p>
(8) バイオマス熱利用		<p>イ バイオマスから得られる熱量が0.2GJ/h(0.047Gcal/h)以上</p> <p>ロ 地域で発生したバイオマスの依存率60%以上</p>
(9) 雪氷熱利用		冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接的に供される設備
(10) 地中熱利用		<p>イ 暖気・冷気、温水・冷水又は不凍液の流量を調節する機能を有する設備</p> <p>ロ ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力又は加熱能力が10kW以上</p>
(11) ガスコージェネレーション		発電出力5kW以上
(12) 燃料電池		発電出力3kW以上
(13) 付帯設備	蓄電池	<p>イ (1)～(5)の設備と同時に導入すること</p> <p>ロ 導入する再生可能エネルギー設備の出力の同等以下</p>
(14) 特別付帯設備	BEV	イ (1)の設備と同時に導入すること
	PHEV	ロ 国が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」において補助対象一覧に掲載されている電気自動車(BEV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、V2H
	V2H	

		充放電設備に限る。 ハ 導入する EV・PHEV の法定耐用年数を超過していないこと。
--	--	--

別表 2（第 3、第 8 関係） 補助対象経費

費目	対象経費
設計費	事業に直接必要な機械装置の設計費
設備費	事業に直接必要な機械装置等の購入、製造（改修を含む）又は据付け、既存設備の撤去等に必要な経費
工事費	事業に直接必要な配管、配電等の工事に必要な経費
その他経費	事業に直接必要な経費（管理費等）で知事が承認した経費

※ 補助事業の実施に直接必要でない経費（消費税及び地方消費税、振込手数料、土地取得・賃借料、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 4 条に規定する特定契約（以下「特定契約」という。）の申込みに係る電力工事負担金、申請書作成費、損害保険料・エネルギー管理支援サービス契約に係るサービス費用等の設備の運用に係る経費、各種届出に要する経費等）は補助対象外とする。

別表 3（第 3、第 9 関係） 関係法令

- 1 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 2 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 4 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 5 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 6 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 7 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- 8 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- 9 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）
- 10 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- 11 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- 12 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- 13 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）
- 14 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）
- 15 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）
- 16 公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）
- 17 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年宮城県条例第44号）
- 18 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成17年宮城県条例第151号）
- 19 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
- 20 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
- 21 太陽光発電施設の設置等に関する条例（令和4年宮城県条例第39号）
- 22 1から21までに掲げるもののほか、関係法令及び事業所が所在する地方公共団体における環境保全等に関する条例

別表4（第4、第8、第11関係）補助率、補助限度額及び補助事業期間

1 高効率設備導入事業

実施区分	補助率	補助限度額	補助事業完了期限
(1) 脱炭素化枠	1/2 以内	20,000 千円	2 月末日
(2) 大規模削減枠	1/2 以内	10,000 千円	
(3) 診断枠	1/2 以内	10,000 千円	12 月 28 日
(4) EMS 枠	EMS は 1/2 以内。EMS に合わせて設置する設備等は、該当する実施区分の補助率	7,500 千円	
(5) 県産枠	1/2 以内	7,500 千円	
(6) 一般枠（省エネ）	1/3 以内	5,000 千円	
(7) 断熱改修等枠	1/2 以内	上記（1）～（6）に加えて 10,000 千円	

2 再生可能エネルギー等設備導入事業

実施区分	導入設備（別表 1 再生可能エネルギー等の区分）	補助率	上限額	補助限度額計	補助事業完了期限	
(1) エネルギー自立促進枠		1/2 以内			2 月末日	
(2) 一般枠（太陽光）	(1) 太陽光発電設備	50 千円/kW		20,000 千円 （自家消費率 50% 以上の場合）		
	(13) 蓄電池	60 千円/kWh				
	(14) BEV※	新車	1/2 以内			300 千円/台
		中古				150 千円/台
	(14) PHEV※	新車	100 千円/台			
中古		50 千円/台				
(14) V2H※	1/2 以内	300 千円/台				
(3) 一般枠（その他設備）	(2)～(12) その他設備	1/2 以内		20,000 千円 （自家消費率 50% 以上の場合） 10,000 千円 （上記以外の場合）	2 月末日	

別表 5（第 5 関係）

	内容
補助金交付申請書の添付書類	<p>1 高効率設備等導入事業</p> <p>実施区分欄（１）から（６）までの全ての区分に共通する書類</p> <p>① 実施計画書</p> <p>② 収支予算書（別紙１）</p> <p>③ 事業に関する参考見積書（見積書のすべての項目について、収支予算書（別紙１）の区分毎に作成する支出明細の項目番号（設備費１、工事費１、等）又は補助対象外の経費である旨を明記すること。）</p> <p>④ 二酸化炭素排出量簡易換算シート</p> <p>⑤ 省エネルギー効果の根拠（効果量の算出過程が分かる資料）</p> <p>⑥ 自己評価票</p> <p>⑦ 事業実施場所の位置図及び現地写真</p> <p>⑧ 設備の配置図、システム図</p> <p>⑨ 補助対象設備の機能、仕様、機構図等</p> <p>⑩ エネルギー使用量実績（上記⑤に入力した数値）の根拠書類</p> <p>⑪ 補助対象設備の一覧表</p> <p>⑫ 暴力団排除に係る誓約書（別紙２）</p> <p>⑬ 自認書（別紙３）</p> <p>⑭ 県税納税証明書（発行から３か月以内のもので、全ての県税に未納がないことを証明するもの）</p> <p>⑮ 法人にあっては法人の登記簿謄本又は現在事項全部証明書、個人事業者にあっては住民票の写し（発行から３か月以内のもの）及び青色申告に係る納税地が県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地であることを証する書面（事業所得に係る納税通知書の写し等）</p> <p>⑯ 事業所が賃貸である等申請者の所有物でない場合には、所有者の同意書</p> <p>⑰ 会社概要（会社案内のパンフレットもしくは会社概要が分かる Web サイトの写し等）</p> <p>⑱ その他知事が必要と認めるもの。</p> <p>実施区分欄（１）の区分の場合、加えて必要となる書類 （該当する書類のみ）</p> <p>① ZEBの実現に必要な設備等を設置する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設が、建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条に規定する「外皮性能基準」に適合していることを証明するもの。</li> <li>・一次消費エネルギー消費量が、要件を満たしていることを証明するもの</li> <li>・登記事項証明書（新築の場合は建築確認済証等）</li> </ul>

・その他知事が必要と認めるもの。

② SBTの達成に必要な設備等を設置する事業

・参加を申し込んでいる場合は、その事実を証明するもの。

・スコープ1、2及び3（該当する場合）の設定目標の内容が分かる資料

・その他知事が必要と認めるもの。

実施区分欄（3）の区分の場合、加えて必要となる書類

（該当する書類のみ）

① 次に定める事業による省エネルギー診断の結果報告書（令和3年度から令和6年度までに取得したものに限り）の写し

・一般財団法人省エネルギーセンターによる診断

・資源エネルギー庁「地域エネルギー利用最適化取組支援事業」で採択された省エネ支援団体「省エネお助け隊」による診断

・資源エネルギー庁「地域エネルギー利用最適化取組支援事業」で採択された登録診断機関による省エネクイック診断

・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく特定事象者等における、エネルギー管理士が行う診断

② その他知事が必要と認めるもの。

実施区分欄（4）の区分の場合、加えて必要となる書類

（該当する書類のみ）

① 導入設備が経済産業省のエネルギー使用合理化等事業者支援補助金に係るエネルギーマネジメント事業者における補助対象設備等であることを証明するもの。

② エネルギー管理支援サービス契約書案

③ その他知事が必要と認めるもの。

実施区分欄（5）の区分の場合、加えて必要となる書類

① 設備等が「『新商品』特定随意契約制度」において、認定されたことがある商品であることを証明するもの。

② 設備等が「みやぎ優れMONO発信事業実行委員会」において「みやぎ優れMONO」として認定されたことがある設備であることを証明するもの。

③ 設備等が申請時において「宮城県グリーン製品認定制度」における認定製品であることを証明するもの。

④ 設備等が「宮城県新規参入・新産業創出等支援事業」又は「宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業」を活用して開発したことを証明するもの。

⑤その他知事が必要と認めるもの。

## 2 再生可能エネルギー等設備導入事業（※1）

実施区分欄（1）（2）の全ての区分に共通する書類

- ① 実施計画書（実施計画書で添付を求めている書類を含む。）
- ② 収支予算書
- ③ 二酸化炭素排出量簡易換算シート（※2）
- ④ 機器構成図（構成機器と容量等）
- ⑤ 単線結線図
- ⑥ 補助対象設備の仕様書類
- ⑦ 参考図面（太陽光発電設備の場合はモジュールの配置図）
- ⑧ 想定発電電量の算出根拠（メーカー等による発電シミュレーション等）
- ⑨ 事業に関する参考見積書（単価50万円（税抜き）以上の物品については2社以上による相見積もりを実施し、取得した全ての書類を提出すること。2社以上から徴収できない場合は理由書（任意様式）を添付すること（自動車を除く）。なお、見積書のすべての項目について、収支予算書（別紙1）の区分毎に作成する支出明細の項目番号（設備費1、工事費1、等）又は補助対象外の経費である旨を明記すること。）
- ⑩ 導入設備の耐用年数期間中、設備の稼働が可能であることを確認できる書類（施設利用許可書、賃貸借契約書等の写し）
- ⑪ 知事が別に定める経営診断ツールによる診断結果（新規設立法人の場合は除く。）
- ⑫ 事業実施場所の位置図及び現地写真
- ⑬ （発電設備の場合）系統連携申込書等の写し（電力会社へ提出予定のもの等）
- ⑭ （該当する場合のみ）発電量の5割以上を売電しない旨の念書
- ⑮ 関係法令手続状況報告書
- ⑯ 暴力団排除に関する誓約書（別紙1）
- ⑰ 自認書（別紙2）（※3）
- ⑱ 県税納税証明書（発行から3ヶ月以内のもので、全ての県税に未納がないことを証明するもの）（※3）
- ⑲ 法人にあっては法人の登記簿謄本又は現在事項全部証明書。個人事業者にあっては住民票の写し（発行から3ヶ月以内のもの。）及び青色申告に係る納税地が県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地であることを証する書面（事業所得に係る納税通知書等。写し可）（※3）
- ⑳ 直近1年間の財務諸表（ただし、直近1年間の決算が赤字の場合は、直近

	<p>3年間の財務諸表。個人事業主の場合は確定申告書の写し）（別表2の事業区分欄（2）の実施区分欄（イ）に掲げる設備等の場合又は新規設立法人の場合は除く。）（※3）</p> <p>㉑ 法人にあっては会社概要（会社案内のパフレット等）。個人事業者にあっては営む事業の概要（※3）</p> <p>㉒ 設備設置承諾書（参考様式）（※4）</p> <p>㉓ PPA、ファイナンス・リースに関する契約書の案（※4 ※5）</p> <p>㉔ その他知事が特に必要と認めるもの</p> <p>実施区分欄（1）の区分の場合、加えて必要となる書類 （該当する書類のみ）</p> <p>① ZEBの実現に必要な設備等を設置する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設が、建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第30条に規定する「外皮性能基準」に適合していることを証明するもの。</li> <li>・登記事項証明書（新築の場合は建築確認済証等）</li> <li>・その他知事が必要と認めるもの。</li> </ul> <p>② RE100等の達成に必要な設備等を設置する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・RE100又は再エネ100宣言 ReActionに参加していることを証明するもの</li> </ul> <p>③ SBTの達成に必要な設備等を設置する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加を申し込んでいる場合は、その事実を証明するもの。</li> <li>・スコープ1、2及び3（該当する場合）の設定目標が分かる資料</li> <li>・その他知事が必要と認めるもの。</li> </ul> <p>④ 特別加算として中古のBEV又は中古のPHEVを導入する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初度登録日を確認できる書類（車検証の写し等）</li> </ul>
--	---

※1 PPA及びファイナンス・リースに該当する場合（ファイナンス・リースした設備をPPAに活用する場合等）は、補助事業者以外のPPA事業者、ファイナンス・リース事業者又は需要家を共同申請者として申請書に明記すること。

※2 Excel形式で提出すること。

※3 PPA又はファイナンス・リースの場合、電力使用者（需要家）分と併せて、PPA事業者又はファイナンス・リース事業者分についても提出すること。

※4 PPA、ファイナンス・リース、又は申請者と設置場所の所有者が異なる場合に提出すること。なお、設備設置承諾書については設置場所の所有者、ファイナンス・リースに関する契約書の案については電力使用者（需要家）から承諾を受けたものに限る。また、補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明する内容となっていること。

※5 P P A又はファイナンス・リースの場合、別表1の2に定める補助金額相当分の控除をしていることを証明できる内容とすること。なお、P P A及びファイナンス・リースに該当する場合（ファイナンス・リースした設備をP P Aに活用する場合等）は、P P Aの契約書及びファイナンス・リースの契約書を提出すること。

別表6（第12関係）補助事業実績報告書の添付書類

	内容
補助事業実績報告書の添付書類	<p>(1) 事業実績書（事業実績書で添付を求めている書類を含む。）</p> <p>(2) 収支決算書</p> <p>(3) 補助事業の契約（見積書等並びに契約書若しくは注文請書等）、納品（納品書等）、検収（検収確認調書等）、請求（請求書等）、支払い（領収書及び払込金受取書等）に係る証憑類の写し</p> <p>(4) 導入した設備等の一覧とその仕様書、配置図等の資料</p> <p>(5) 取得財産等が資産登録されている、又は登録予定であることが確認できるもの（固定資産台帳の写し等）</p> <p>(6) 施工前、施工中、施工完了時の写真</p> <p>(7) 補助金振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し（申請書と同一の口座名義人であって、振込口座番号及び取扱店舗名が確認できるもの）</p> <p>(8) その他知事が特に必要と認めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国等からの補助金額確定通知書等 ※他の補助金を併用する場合のみ提出</li> <li>・ 高効率設備等導入事業において、業務用冷蔵空調機器等を更新した場合は第一種フロン類充填回収業者による引き取り証明書の写し 等</li> <li>・ 再生可能エネルギー等設備導入事業において、BEV又はPHEVを導入した場合は車検証の写し</li> </ul>